

1.7 屋外広告物に関する事項

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、必要な情報を提供し、まちに賑わいや活気を与えるなど、景観形成上重要な役割を果たしています。しかし、無秩序な掲出により、景観を阻害することになりやすいため、景観に配慮した表示・掲出が求められます。

そのため、本市では屋外広告物を対象として、千葉県屋外広告物条例に基づく許可基準に加え、次に示す景観形成配慮指針に基づいた誘導を図ります。

(2) 景観形成の誘導

1) 景観形成配慮指針

屋外広告物の表示等について、共通事項と種別事項からなる景観形成配慮指針を以下のとおり定め、誘導を図ります。

① 共通事項

項目	景観形成配慮指針
共通	- 良好な景観を形成するよう、歩行者や車窓からの見え方に配慮し、景観を阻害しない配置、規模、表示位置とする。 - 屋外広告物の数や大きさは、必要最小限に抑制し、複数の広告物については、集約化・集合化を行う。 - 煩雑な印象が生じるようなデザインは避ける。 - コーポレートカラーやロゴについても、表示位置や大きさ、色彩の工夫などにより、周辺の景観との調和や、品のある景観づくりを心がける。 - 地色（表示面積の 1/3 以上を占める色彩）は、以下のとおりとする。ただし、切り文字・箱文字とするものについては、この限りでない。 暖色系（R・YR・Y 系）彩度 10 以下 寒色系（GY・G・BG・B・PB・P・RP 系）彩度 6 以下 無彩色（N）明度 8.5 未満 - 蛍光塗料・発光塗料を使用しない。 - 照明を伴う広告は、光源の種類、位置、照明方法などを工夫し、過剰な光の散乱を防止する。 - 住まいのゾーンに設置する広告物は、住環境の妨げとならない落ち着いた形態意匠とし、掲出方法や位置を工夫する。 - ビジネス・交流ゾーンに設置する広告物は、魅力や賑わいを創出するような形態意匠とする。また、照明や光を活用し、夜間におけるくつろぎや賑わいを演出するとともに、夜間の安全性にも配慮する。 - 樹林地などに近接する場合は、周辺のみどりとの調和に配慮した形態意匠とし、掲出方法や位置を工夫する。

項目	景観形成配慮指針
	- 歴史・文化の資源に近接する場合は、伝統素材や自然素材を活用するなど、地域の歴史や文化との調和に配慮した形態意匠とし、掲出方法や位置を工夫する。 - 眺望景観に影響する場合は、眺望の妨げとならない形態意匠とし、掲出方法や位置を工夫する。

② 種別事項

種別	景観形成配慮指針
建築物等に表示し、又は設置する広告物等（屋上広告物、壁面利用広告物、突き出し広告物）	- 建築物本体と調和するような形態意匠とする。 - 複合施設の場合、テナント相互で集合化・集約化を図るなど、大きさ、掲出方法やデザインなどについて調整する。
独立広告物	- 周辺のまち並みから突出するような過度な大きさや高い位置での設置などを避ける。 - 屋外広告物を掲出するポールなどの支持物の色彩は、落ち着いたものとする。
鉄道車両及び自動車を利用する広告物等	- 走行する路線すべての景観と調和したデザインとする。 - 車体などの広告を表示しない部分の色と調和したデザイン・色彩とする。
可変表示式屋外広告物	- 周辺のまち並みから突出するような過度な大きさや高い位置での設置等を避ける。 - 周辺のまち並みとの調和を図り、過度な点滅・動光や動きなどを避ける。 - 広告物の輝度や、広告を流す時間帯について配慮する。

2) 景観形成の誘導方策

屋外広告物による良好な景観の形成を誘導するために、一定規模以上の屋外広告物について、白井市良好な景観とみどりづくりを推進する条例に基づき、事前協議を行うものとします。

事前協議の対象となる行為	協議対象規模
屋外広告物の表示若しくはその内容の変更又は屋外広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは色彩の変更	可変表示式屋外広告物
	可変表示式屋外広告物以外
	すべて
	千葉県屋外広告物条例に基づき、表示又は設置の許可を必要とする屋外広告物